

自主防災会長 様

富士市長 小長井 義正
(危機管理室 防災危機管理課)

令和 7 年度「富士市地域防災訓練」の実施について（お願い）

日頃から、防災行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、静岡県では、昭和 19 年 12 月の「東南海地震」を教訓に、12 月の第一日曜日を「地域防災の日」と定め、本年は 12 月 7 日（日）に「地域防災訓練」を県内一斉に実施する予定です。

つきましては、各自主防災会におかれましても、別紙「富士市地域防災訓練実施要領」を基に防災訓練を計画いただくとともに、下記のとおり書類を御提出いただきますようお願いいたします。

記

同封書類一覧(本通知・提出書類ほか) ※ウェブサイトからダウンロード可

- ☐ 令和 7 年度 富士市地域防災訓練実施要領（1～2 ページ）
- ☐ 富士市地域防災訓練に当たっての注意事項（3～5 ページ）
- ☐ 地域防災訓練回覧文書（例）
（住民の参加を呼び掛けるため、回覧文書を作成しましたので御活用ください。）
- ☐ その他資料
 - ・ 安否確認シート ・ 富士市家具固定推進事業（令和 8 年 1 月末日締切）
 - ・ 南海トラフ地震-その時の備え- ・ 富士市防災アプリ「防災ふじ」
 - ・ その他防災関連事業チラシ（ふじ Bousai2025、サテライト地震防災センター in 富士）

事前提出書類 令和 7 年度 富士市地域防災訓練計画書（6 ページ）※

提出期限 11 月 11 日（火）

提出先 防災危機管理課（FAX 可）又は各地区まちづくりセンター

※地域防災訓練計画書を電子申請サービスから提出いただくことも可能です。

右の QR コードから御利用いただけます。



当日提出書類 ・ 災害応急対策実施状況通報書（第 2 号様式）

・ 緊急食料要求伝票

提出期間 訓練当日 午前 9 時 30 分～10 時 30 分

提出先 各地区まちづくりセンター

（発災を想定した通報訓練のため直接持参してください。）

<その他>

・「富士市自主防災組織防災器材購入費補助金」は、令和 7 年 11 月 28 日（金）が申請期限です。交付を希望される自主防災会は、期日厳守で交付申請書を提出してください。

・「いざというときの応急手当ハンドブック」は、昨年度から電子での対応となっております。右の QR コードより御確認ください。



問合せ：防災危機管理課

TEL 0545-55-2715（直通）FAX 0545-51-2040

令和7年度 富士市地域防災訓練実施要領

1 目的

自主防災会が中心となって地域の特性に応じた訓練を実施し、自助・共助体制の再確認と改善に取り組むことで、地域防災力の向上を図る。

2 実施機関

自主防災会・静岡県・富士市

3 訓練日時

令和7年12月7日(日) 「地域防災訓練の日」

4 訓練想定

南海トラフ地震が発生、県内では最大震度7の揺れを観測し、沿岸部には大きな津波が襲来した。市内においても、震度6強の地震に襲われ、各地で家屋の倒壊、山・がけ崩れ、道路の損壊、ライフラインへの被害が、静岡県第4次被害想定(富士市防災マップ20ページ)と同程度発生したものとする。

時刻	内容	備考
午前8時29分	緊急地震速報による警戒放送	同報無線放送あり 緊急速報メール
午前8時30分	(訓練)地震発生	同報無線放送あり
午前8時33分	(訓練)大津波警報発表	同報無線放送あり 緊急速報メール 「津波浸水想定区域」に対し避難指示発令
午前9時30分 ～ 午前10時30分	実施主体が各自計画した訓練の実施 災害応急対策実施状況等通報訓練	自主防災会が「災害応急対策実施状況通報書」、「緊急食料要求伝票」を各地区まちづくりセンターに提出
午前11時30分	訓練終了	同報無線放送なし

※「(訓練)地震発生」及び「(訓練)大津波警報発表」については、市の同報無線で放送する。

※午前8時00分に「訓練のお知らせ」を同報無線で放送する。

※「緊急速報メール」は、国や地方公共団体による災害・避難情報等を、特定のエリア内の対応端末(携帯電話)に一斉に配信するもの。

5 訓練重点項目

① 各家庭の災害危険の把握・備え

命を守るために最も大切なのは各家庭での備えです。各家庭でどのような災害危険があるのかハザードマップで確認し、災害に向けた備えが大切です。

○地震から身を守るためには

→耐震対策、家具の固定、家庭内の7日分の生活物資の備蓄(食料・水・携帯トイレ等)の確認。

☆『ふじ Bousai2025』、『サテライト地震防災センターin 富士』では、地震のみならず他の自然災害についても、体験し学ぶことができます。詳細は別紙を参照し、地域の方々への御案内をお願いいたします。

② 安否確認

安否確認は、自主防災活動の活動方針を決定する肝となる活動です。安否確認の方法は、自主防災会によって異なります。それぞれの方法で安否確認の訓練を行いましょう。安否確認シート未作成の自主防災会には別紙「安否確認シート」を活用してみましょう。

③ 避難行動要支援者の支援体制の検討

地域内の避難に支援が必要な人を誰がどのように避難の支援をするのか、事前に体制を整えておくことが必要です。町内会・区長には、避難行動要支援者同意者名簿が配布されています。この名簿を班長や組長等と共有し、避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者の支援体制について話し合う機会を設けましょう。避難行動要支援者名簿の活用例については、同意者名簿説明会で配布した、「富士市同意者名簿取り扱い手引き」P5～8を参考にしてください。

④ 地域内の人材等の協力・指導による協働型訓練

地域内の人材は災害時に大きな力となります。(消防団、水防団、看護師など専門職やそのOB、地域防災指導員など) 連携した訓練を行うことで、知識・技術の向上と顔の見える関係づくりに取り組みましょう。また、地域内の企業(事業所)、病院や社会福祉施設等は、災害時、地域の大きな資源となります。協働訓練をととして災害に強い地域をつくりましょう。

⑤ 女性の視点や意見を取り入れた訓練

過去の大規模災害の教訓から、自主防災活動には女性の視点を取り入れることが重要です。防災訓練では男性は放水訓練、女性は炊き出しなど、性別による役割の固定化が見られます。女性が防災訓練で活躍できるよう、訓練内容を検討する段階から女性の意見を取り入れるなど、男女共に参画する訓練を計画・実施してください。

※詳しい訓練事例は、「令和7年度富士市地域防災訓練に当たっての注意事項 9 実施主体別訓練事例一覧」を参照。

6 訓練の変更、中止の決定

異常気象等に対しては、訓練参加者の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応し、原則として次のとおりとする。

異常気象など現象	中止を判断する者	自主防災会で行う訓練で中止する訓練内容
南海トラフ地震臨時情報が発表	市	すべての訓練を中止
静岡県沿岸に津波警報・大津波警報が発表		
市内で震度5弱以上の地震が発生		
富士市に大雨、洪水、暴風の警報が発表		
富士山の噴火警戒レベル引き上げ		
静岡県沿岸に津波注意報が発表	市・ 訓練責任者	津波浸水想定区域内は 訓練を中止
市内で突発的な大雨、落雷、強風、震度4の地震による被害発生		訓練責任者の判断で 状況により変更・中止

※訓練を中止する場合は、市ウェブサイト等で周知

令和7年度富士市地域防災訓練に当たっての注意事項

1 「総合防災訓練」と「地域防災訓練」の違い

「総合防災訓練（9月1日）」	「地域防災訓練（12月第1日曜日）」
平日に大規模地震が発生したことを想定し、住民の安否確認や町内の被害情報の収集・伝達等を始めとして、限られた人材でどのような対応ができるかを検証する。 また、家屋の耐震性や家具の固定、食料・水の備蓄等、各家庭の地震対策の状況を確認し、自助意識の向上に繋げる。	突発的に大規模地震が発生したことを想定し、住民の安否確認や負傷者の応急救護、初期消火等、自主防災会の各班の活動の流れを確認し、共助意識の向上に繋げる。 昭和19年12月7日に発生した「東南海地震」を教訓に、静岡県では12月第1日曜日を「地域防災の日」と定めています。

2 「市災害対策本部」への訓練当日の被害状況等の報告について

実災害時、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、すべての自主防災会は本部を立ち上げ、自主防災活動にあたっていただきます。災害対応を円滑に行うためには、発災後、迅速に情報収集に当たることが重要ですが、市の地区班職員だけでは限界があります。住民の安否情報や町内会・区の被害状況を自主防災会が取りまとめ、発災から3時間以内に「災害応急対策実施状況通報書（第2号様式）」を防災拠点である地区まちづくりセンターに提出します。

被災後の生活に必要な食料・物資は、各家庭で備蓄していたものを使用し、不足する場合には、自主防災会等で助けあっていただきますが、長期間物流が再開せず、食料や物資が不足した場合には、住民から必要な食料や物資の情報を集約し「緊急食料（物資）要求伝票」にて地区まちづくりセンターに報告します。

訓練当日は、町内会・区の被害状況を想定して「災害応急対策実施状況通報書（第2号様式）」と「緊急食料要求伝票」を作成し、**午前10時30分までに地区まちづくりセンターに報告**する訓練を実施してください。
※12月7日以外に実施した場合は、両書式に必要事項を記入し、訓練終了後、防災危機管理課へ提出（FAX可 51-2040）するか、地区まちづくりセンターへ提出してください。

3 アルファ化米・クラッカーの配布について

炊き出し訓練を実施する場合又は各家庭においてアルファ化米の作り方や実食等の訓練を実施する場合に限り、希望する自主防災会に対しアルファ化米・クラッカーを配布いたします。

なお、アルファ化米・クラッカーについては、市が備蓄している賞味期限切れ間近のものを配布します。**必ず、訓練当日中に試食等で消費してください。**

申込方法：6ページ「訓練計画書」内の『5 アルファ化米配布』及び『6 クラッカー配布』に希望数を御記入ください。

受取期間：11月28日（金）～12月6日（土）

受取場所：各地区まちづくりセンター

※全体の希望数に応じて、アルファ化米、クラッカーの配布数を調整します。**希望どおり配布できない場合があることをあらかじめ御了承ください。また、アルファ化米については味を選ぶことはできません。**

4 消火栓・防火用貯水槽の使用について

消防ポンプの点検等で、市の消火栓及び防火用貯水槽を使用する場合、事前に届け出が必要です。ただし、9月の総合防災訓練と12月の地域防災訓練に限り、別紙「訓練計画書」に使用の有無及び使用場所（訓練実施場所）を記載していただくことで、防災危機管理課が取りまとめ、市の上下水道部・消防本部警防課（各消防署）に届け出ます。

消火栓・防火水槽使用時の注意事項

- ① 住民に対し、事前に下記のことを周知徹底すること。
 - ・いつ、どこで、どのような訓練を実施するのか。
 - ・水道の水圧が低下し、水の出が悪くなる・濁り水が出る場合があること。
- ② 1 か所につき 1 回の使用までとし、5 分以内の使用にとどめること。
- ③ 近隣自主防災会とも調整の上、同時に 2 か所以上の使用はしないこと。
- ④ 近隣の水道の水圧が著しく低下するときは、使用を中止すること。
- ⑤ 閉栓しても水が止まらないときは、もう一度開栓し、放水後閉栓する。それでも止まらない場合は、市の上下水道部又は簡易水道組合に連絡すること。
- ⑥ **地震発生時には断水により消火栓は使用できなくなりますので御注意ください。**

5 小・中学生等の訓練参加について

小・中・高生の訓練への参加は、学校によって対応が異なります。訓練の参加については、各学校へお問い合わせください。訓練計画を立てる際には、小・中・高生が地域防災の担い手として、積極的に参加できるようご配慮ください。生徒に訓練参加証明書を配布している学校がありますので、御対応をお願いいたします。

6 避難行動要支援者の訓練参加について

避難行動要支援者は、ねたきり高齢者、要介護認定者、身体障害者、知的障害者など、災害時に情報入手や避難行動等において制約を受けやすい方です。安否確認訓練(隣近所からの声かけ)など、可能な範囲で訓練参加を呼びかけてください。

7 外国人の訓練参加について

富士市には、約 7,300 人の外国籍の方が住んでおり、約 6 割の方が日本語を話すことができますが、防災訓練への参加率は低いのが現状です。市では、災害時に地域の被害を減らすため、外国人を雇用する企業や外国人の市民相談等を行う国際交流ラウンジをとおして訓練への参加を呼び掛けています。地域にお住まいの外国人が訓練に参加した際には受け入れをお願いします。

8 消防団との連携訓練について

消防団員は、その地域に居住している人が団員となり、地域との繋がりを大切に活動しております。地域の各種事情について豊富な知識を有し、大規模災害時には、その知識を活かした消火・救助活動を行うなど、非常に重要な役割を果たします。地域における消防力・防災力の向上のため消防団との連携訓練をご検討ください。消防団との連携訓練を希望された場合、消防団員の派遣の可否について、後日、管轄の分団長より自主防災会長様宛に連絡いたします。

【連携訓練の一例】

・地域住民への消火器取扱い説明 ・地域住民への AED 取扱い説明 ・負傷者の搬送訓練 ・自主防災会への防災資機材等の取扱い説明 ・地域の危険箇所を確認する図上訓練等

【申込方法】

6 ページ「訓練計画書」内の『4 訓練項目 消防団との連携訓練 □希望する』にレ点を入れ、予定している訓練内容について御記入ください。

※全体の希望、自主防災会数に応じて、消防団員の派遣を調整します。希望どおり消防団員を派遣できない場合があることをあらかじめ御了承ください。

【問合せ先】富士市消防本部消防総務課（消防防災庁舎 2 階 Tel : 55-2852）

9 実施主体別訓練事例一覧

実施主体	各家庭で行う訓練（自助）
訓練事例	富士市防災アプリ「防災ふじ」を活用した災害危険（ハザード）の確認 （震度想定、津波浸水区域、土砂災害警戒区域、河川浸水想定区域など）
	災害発生時の行動の確認 （どこに、どの経路で、どうやって避難するか、安否確認場所はどこか）
	南海トラフ地震臨時情報の理解と対応の確認（防災マップ 2・3 ページ）
	「わが家の安全対策」による耐震対策の検討
	家具、家電の固定、ガラス飛散防止等の確認・点検（防災マップ 24 ページ）
	非常持ち出し品、食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の点検（防災マップ 29 ページ）
	出火防止対策（消火器の使用期限や保管状態、感震ブレーカーの点検等）の実施、確認
	家族での話し合い（防災家族会議）、家庭内 D I G の実施（防災マップ 28 ページ）
	家族の安否確認、連絡方法の確認（防災マップ 背表紙）

実施主体	自主防災会で行う訓練（共助）
訓練事例	自主防災会本部の開設・運営訓練
	住民（特に要配慮者）の安否確認、被害情報の収集・伝達訓練
	市災害対策本部への情報伝達訓練 （第 2 号様式、緊急食料要求伝票を使用してまちづくりセンターへ情報を伝達する訓練）
	消火器の取り扱い・初期消火訓練
	非常持ち出し品、食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の点検（防災マップ 29 ページ）
	防災資機材の確認・点検
	市、学校等（避難所）施設管理者と連携した避難所開設・運営訓練
	まち歩きによる町内危険箇所の点検、地図への書き込み
	防災啓発 D V D 鑑賞（防災危機管理課に貸出用 D V D 有）
	津波避難対象区域、土砂災害の危険区域からの避難訓練・図上訓練
	災害図上訓練 D I G の実施（防災マップ 27・28 ページ）
	避難行動要支援者の避難支援の検討、避難支援訓練
	避難所運営ゲーム H U G の実施
	簡易トイレやマンホールトイレ等避難生活時の衛生環境の確認
	炊き出し訓練
	応急救護、応急手当の実施訓練、負傷者の搬送訓練
	消防団による、初期消火や応急救護方法の指導（8 消防団との連携訓練について）

10 その他

●防災講座への講師派遣について

地域防災訓練の前後 1 週間程度は、お申込みいただくことができません。

●応急救護等の訓練実施に伴う講師（保健師）の派遣について

派遣を希望する場合、**10 月 31 日（金）まで**に問い合わせ先へ直接お申込みください。調整後、回答いたします。なお、例年の「応急救護」に加え、「避難所生活における環境衛生」、「エコノミー症候群予防」、「家庭用備蓄」、「メンタルヘルス」の講話についても実施することができますので、担当者にご相談ください。

【問合せ先】富士市保健部地域保健課（フィナンセ西館 1 階 TEL：64-8993）